

領収書・調剤証明書・検査結果等、診断を判別できるものの写しの添付箇所

※この部分に写し（コピー）を糊付けしてください。

※書類の糊付け方向の縦横は問いません。

※添付書類は明記された目的以外では使用せず、必要でなくなった時点で処分いたします。

〈 参 考 〉

インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザによる出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。

発熱期間	※1								
	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	
2日間	×	×	▲	▲	▲	▲	●	●	
3日間	×	×	×	▲	▲	▲	●	●	
4日間	×	×	×	×	▲	▲	●	●	
5日間	×	×	×	×	×	▲	▲	●	

※2

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。無症状の感染者に対する出席停止期間は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」です。

症状が 軽快した日	※1								
	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	
3日目	×	×	×	△	△	△	●	●	
4日目	×	×	×	×	△	△	●	●	
5日目	×	×	×	×	×	△	△	●	

無症状で 検体採取した場合	◇自宅療養							
	採取日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
	◇	◇	◇	◇	◇	◇	●	

※3

※1 発症翌日を1日目と数えます。「発症」とは、発熱を目安としています。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校出来ません。

※3 発症から5日を経過しても、症状が軽快した後1日を経過しなければ登校できません。

「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること